

## 奈良県いじめ防止基本方針 改定の主なポイント

ポイント1 未然防止		
目的	改定の概要	基本方針
① 保護者等が学校の基本方針により関心をもつようになるため。	○ <b>学校いじめ防止基本方針の策定 変更・追加</b> ・学校いじめ防止基本方針の周知について、その方法や時期、対象者について明記。 →各学校のホームページへの掲載等。 →必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者等に説明。	P.15 第3-1
② 学校の基本方針をより実効性のあるものにするため。	○ <b>学校におけるいじめの防止等のための取組に係る評価 変更・追加</b> ・学校評価において、学校におけるいじめ防止等のための取組状況を評価項目に位置付けることを規定。 →学校は、いじめの防止等のための取組に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。 →評価項目には、アンケート、個人面談、校内研修等の実施などの達成状況も盛り込む。	P.15 第3-2
③ 学校の組織的な対応力の向上に努めるため。	○ <b>学校におけるいじめの防止等の対策のための組織に係る機能強化 変更・追加</b> ・学校いじめ対策組織に外部専門家の参加を規定。 ・学校いじめ対策組織の役割を明記。	P.15 第3-3
④ 教職員の理解の促進や支援の在り方を講ずるため。	○ <b>学校におけるいじめの防止等に関する措置 変更・追加</b> ・学校として特に配慮が必要な児童生徒についての対応を明記。 →発達障害を含む、障害のある児童生徒 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒等 性同一性障害や性的指向、性自認に係る児童生徒 東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒	P.17 第3-4(2)
ポイント2 早期発見		
① いじめの認知漏れがないようにするため。	○ <b>いじめ防止推進における留意点について 変更・追加</b> ・現在の基本方針にけんか等に係る記述を追加 →けんかやふざけ合いであっても、いじめに該当するか否かを判断する必要がある。	P.4 第1-1(3)
ポイント3 早期対応		
① いじめ解決に向けて、その対応を適切に行うため。	○ <b>いじめの解消についての考え方 追加</b> ・いじめが安易に「解消」とされ、対応がなされない現状を受け、いじめの「解消」の定義を詳細に規定 →いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。 ① いじめに係る行為が止んでいること ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと	P.5 第1-1(4)
② 学校が組織的に対応し、情報共有が行われるようにするため。	○ <b>学校におけるいじめの防止等に関する措置 変更・追加</b> ・教職員がいじめの情報を学校内で情報共有しないことは、いじめ防止対策推進法の規定に違反し得ることを明記。 →特定の教職員がいじめに関する情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告しないことは、いじめ防止対策推進法に違反し得る。	P.18 第3-4(4)
ポイント4 重大事態への対処		
① 重大事態の調査開始を明確にするため。	○ <b>重大事態の取扱いについて 追加</b> →重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならないこと。 →被害児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立があったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たること。	P.25 第6-2(1)
② 再発防止に向けた取組を明確にするため。	○ <b>調査結果を踏まえた対応 追加</b> ・加害児童生徒に対する指導について明記 →加害者に対して、個別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、被害児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させる。 ・調査結果を踏まえた再発防止について明記 →重大な過失等が指摘されている場合、教職員に対する聴き取りを行った上で客観的に事実関係を把握し、再発防止に努める。	P.25 第6-2(3)
その他		
	○ いじめの現状に係る調査結果は別添扱いとする。	旧P.3 第1-2